

継続入園の経過措置について

●継続入園児の認定における経過措置（案）

H26 は入園を許可されたが、H27 年度の認定基準では保育の必要性が認定できない場合（6 4 時間/月末満の短時間労働、下の子の育児等）

（1）経過措置の内容： 2号(短時間)認定または3号(短時間)認定とする。

（2）経過措置の期間： 1年間（H27年度のみ）
（H28年度からは、基本どおり1号認定とする。）

※経過措置は継続児のみ、兄弟には適用しない。

第4回会議では、経過措置を設けることは承認を得たが、その期間（1年間とするか卒園までとするか）については、第5回会議で再検討することとなっていた。

（参考）別紙 平成27年度 入園経過措置に該当すると思われる児童数